

令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験の実施について

令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和7年8月18日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験
- (2) 程度 高校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般・教育 事務	4人程度	知事部局の本庁若しくは出先機関又は県立学校若しくは市町村立の小・中・義務教育学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

注 市町村立の小・中・義務教育学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ① 昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- ② 次に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者（※受験申込日において交付申請中の場合は申込みできない。）
 - ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳

③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	10月19日(日)	青森県総合社会教育センター	10月27日(月) (予定)	受験者全員に合否を 書面で通知するほか、 合格者の受験番号を青 森県庁及び県合同庁舎 の掲示板に掲示する。 また、青森県職員採用 案内のホームページ上 にも合格者の受験番号 を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
第2次試験	11月16日(日) (予定)		11月28日(金) (予定)	

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報等」ページに掲載する。(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>)

5 試験の種目及び内容

試験	種目	内容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
	適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価)
	面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

注1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用する。

6 配点

第1次試験	第2次試験			合 計
	教養試験	作文試験	面接試験	
100	40	150	190	290

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、教養試験の得点が高い順に決定する。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続、受付期間等

(1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。
配布場所で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域連携事務所（県内各合同庁舎正面受付）、県内各保健所、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、180円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県人事委員会事務局に請求する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、インターネットによる申込みができない場合は、郵送又は持参により申込みすることができる。

① インターネットによる方法（原則）

受験申込方法	「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	8月18日（月）午前8時30分から9月12日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票の作成	9月24日（水）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載内容を確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。

② 郵送又は持参による方法

受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返送用封筒を封入し、簡易書留で青森県人事委員会事務局に郵送すること。
	直接持参する場合	受験申込書・受験配慮事項確認票、受験票及び返送用封筒を、青森県人事委員会事務局に提出すること。
受付期間	8月18日（月）から9月12日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月12日（金）必着とする。	
受験票の交付	受験票は、受験番号を記入の上、9月26日（金）に発送する。受験票が10月1日（水）までに返送されない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局まで連絡すること。	

9 採用予定日

採用予定日は、令和8年4月1日である。

なお、採用時において「3 受験資格」(1)②に該当していることが確認できない場合、最終合格者であっても採用されない。

10 試験結果の情報提供

この採用選考試験の結果は、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供する。受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に青森県人事委員会事務局に直接申し出ること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

申出できる者	提供する情報	提供できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、順位及び合格基準未滿の試験種目	第1次試験合格発表の日から1月間
第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点及び合格基準未滿の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間

注 第2次試験において合格基準未滿の試験種目がある場合、最終順位はつかない。

11 初任給その他の給与

初任給は、令和7年4月採用の高校新卒者の場合で188,000円程度、大学新卒者の場合で210,600円程度である。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算される。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。